



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1292	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
1293	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課).....	2
1294	生活保護法による医療機関の指定	(福祉保健総務課).....	2
1295	随意契約の相手方の決定	(薬務課).....	2
1296	県営中山間総合整備事業北山地区の土地改良事業計画の変更	(農業農村整備課).....	3
1297	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	3
1298	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
1299	〃	( 〃 ).....	4
1300	道路の供用開始	( 〃 ).....	5
1301	一般競争入札による落札者の決定	(警察本部).....	5

### ○ 公告

	県有財産売却公告	(河川課).....	6
--	----------	------------	---

### ○ 正誤

	平成25年10月11日付け和歌山県報第2497号和歌山県告示第1257号中	.....	8
--	---------------------------------------	-------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第1292号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年12月10日まで縦覧に供する。

平成25年10月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 申請年月日

平成25年10月10日

#### 2 名称

特定非営利活動法人紀三井寺スポーツクラブ

#### 3 代表者の氏名

上村幸治

#### 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市汐見町三丁目34番地

#### 5 定款に記載された目的

この法人は地域の方々に対して、スポーツや文化を通じたまちづくりの推進や子どもの健全育成を推進する事業を行い、地域社会全体に運動やスポーツの振興及び普及をすることにより、地域住民の方々の健康や世代交流に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第1293号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成25年10月16日指定した。

平成25年10月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
月 刊 誌	裏モノJAPAN 11月号	01805-11	鉄人社
月 刊 誌	実話ナックルズ 11月号	04877-11	ミリオン出版
月 刊 誌	黄金のGT 11月号	12259-11	晋遊舎
月 刊 誌	実話BUNKAタブー 11月号	05375-11	コアマガジン
月 刊 誌	ENTERTAINMENT Dash 10月号	02059-10	晋遊舎
月 刊 誌	関西マンゾク 11月号	02203-11	シーズ情報出版
月 刊 誌	Yha!Hip&Lip 11月号	08877-11	ワニマガジン社
雑 誌	世界イって見たらこうだった!?	15544-11	ジーオーティー
雑 誌	週刊実話増刊 週刊実話ザ・タブー	20327-11/8	日本ジャーナル出版
雑 誌	EX大衆女子アナスペシャル	11772-11	双葉社
雑 誌	G. T. R. DX vol. 15	04878-11	大洋図書
雑 誌	Secret!アサ芸	20018-11/1	徳間書店
コミック	drapドラ 11月号	16695-11	コアマガジン
コミック	無敵恋愛エス・ガール 11月号	08577-11	ぶんか社
コミック	ayaアヤ 11月号	18815-11	宙出版

## 指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 和歌山県告示第1294号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年10月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西医 155-25	線崎外科胃腸科クリニック	西牟婁郡上富田町岩田1903-3	平成 25. 10. 16

## 和歌山県告示第1295号

抗インフルエンザウイルス薬の売買契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年10月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量  
抗インフルエンザウイルス薬 備蓄用リレンザ(20プリスター、吸入器付) 18,200箱
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県福祉保健部健康局薬務課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年10月11日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
グラクソ・スミスクライン株式会社  
東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目6番15号
- 5 随意契約に係る契約金額  
44,717,400円(うち消費税及び地方消費税の額2,129,400円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第10条第1項第1号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

#### 和歌山県告示第1296号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、県営中山間総合整備事業北山地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年10月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類  
県営中山間総合整備事業北山地区の土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成25年10月28日から同年11月25日まで
- 3 縦覧場所  
和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局地域振興部農地課、紀の川市農林商工部農地課

#### 和歌山県告示第1297号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年10月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市上野字小屋谷579・580(以上2筆について次の図に示す部分に限

る。）

- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1298号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年10月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
伊都郡高野町花坂字坊原274番地先から同町花坂字宮前753番2地先まで	旧	7.35 } 26.04	381.10	御室橋 L=12.50 一般国道480号との重用延長381.10メートルを含む。
同上	新	7.35 } 26.04	381.10	御室橋 L=24.00 一般国道480号との重用延長381.10メートルを含む。
同上	新	10.29 } 28.07	360.00	御室橋 L=24.00 一般国道480号との重用延長360.00メートルを含む。

**和歌山県告示第1299号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年10月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
伊都郡高野町花坂字坊原274番地先から同町花坂字宮前753番2地先まで	旧	7.35 } 26.04	381.10	御室橋 L=12.50 一般国道370号との重用延長381.10メートルを含む。
同上	新	7.35 } 26.04	381.10	御室橋 L=24.00 一般国道370号との重用延長381.10メートルを含む。

同上	新	10.29 } 28.07	360.00	御室橋 L=24.00 一般国道370号との重用延長36 0.00メートルを含む。
----	---	---------------------	--------	---

**和歌山県告示第1300号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年10月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 伊都郡高野町花坂字坊原274番地先から同町花坂字宮前753番2地先まで

供用開始の期日 平成25年10月25日

**和歌山県告示第1301号**

和歌山県警察WANシステム用端末等再構築及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年10月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
和歌山県警察WANシステム用端末等再構築及び賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県警察本部警務部会計課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日  
平成25年9月10日
- 4 落札者の氏名及び住所  
富士通リース株式会社・株式会社富士通マーケティングコンソーシアム  
(代表者)  
富士通リース株式会社  
東京都千代田区神田練堀町3番地  
(構成員)  
株式会社富士通マーケティング  
東京都文京区後楽一丁目7番27号
- 5 落札金額  
155,137,500円（うち消費税及び地方消費税の額7,387,500円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日

平成25年7月26日

## 公 告

## 県有財産売却公告

県有財産（土地）の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成25年10月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札により売り払う物件

物件番号	物件名称及び所在	地番等	地目等	地積 (㎡)	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
1	元紀の川敷地 紀の川市上野字前島	354番86	原野	766	383,000	入札価格の5%以上

備考 予定価格とは、あらかじめ和歌山県が定めた最低売払価格をいう。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。

(2) 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団関係者（暴力団員ではないが暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）でない者であること。

法人又はその他の団体にあつては、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。これらに類する者を含む。）が暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）でない者であること。

(3) 前項のほか、次の各号のいずれにも該当しない個人、法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）であること。

ア 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

イ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に関与している法人等を利用するなどしている法人等

ウ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

オ 役員等又は使用人が、役員等が暴力団員等である法人等又は前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 県庁南別館8F 和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課（以下「河川課」という。）

岩出市高塚209 那賀振興局建設部用地・管理課

## (2) 期間

平成25年10月28日（月）から同年11月12日（火）までの午前9時から午後5時45分までとする。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日は除く。

## 4 入札説明書を交付する場所及び期間

3の（1）及び（2）に同じ。

## 5 一般競争入札等の場所及び日時

## (1) 場所

岩出市高塚209 那賀総合庁舎 1階C会議室

## (2) 入札日時

平成25年11月13日（水）午後1時30分から午後2時30分まで

## (3) 開札日時

平成25年11月13日（水）午後2時30分から

## 6 入札の方法

## (1) 期日入札

## (2) 郵送等による入札書の提出は認めない。

## 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、入札の前に入札保証金を納付しなければならない。

(2) 落札者が納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後還付する。落札者には、落札者が契約を締結しない場合又は落札者の申請により契約保証金に充当する場合を除き、契約締結後に還付する。

## 8 契約及び契約保証金に関する事項

落札者は、平成25年11月27日（水）までに契約を締結するとともに、契約保証金を納付しなければならない。

## 9 売払代金の納入

契約を締結した者は、当該契約締結の日から2週間以内に県が交付する納入通知書により、当該契約に係る売払代金を県の収納機関に納付しなければならない。

## 10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について、虚偽の申出を行った者のした入札は、無効とする。

## 11 落札者の決定の方法

入札終了後、和歌山県は開札を行い、入札価格が予定価格（最低売払価格）以上で、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

## 12 当日必要となるもの

## (1) 入札保証金（入札前に納付すること。）

現金又は小切手（銀行、信用金庫若しくは郵便局の振出に係るもの又はこれらの金融機関の支払保証があるもの）で納付すること。

## (2) 本人確認証明書等

ア 入札者が個人の場合 運転免許証写し等

入札者が法人代表者の場合 運転免許証写し等及び商業登記事項証明書

入札者が代理人の場合 代理人の運転免許証写し等（入札者が法人の場合には、併せて商業登記事項証明書）

イ 入札に参加する者に必要な事項を満たしていることを示す誓約書

## (3) 印章

個人で入札する場合 認印

法人で入札する場合 代表者印

代理人により入札する場合 代理人の認印

- (4) 委任状(入札者が代理人の場合に限る。様式は問わない。)
- (5) 入札保証金返還時の200円分の収入印紙(入札者が営利法人又は不動産業を営む者である場合に限る。)

13 その他

(1) 不動産の概要

- ア 都市計画区域、無指定地域(建ぺい率:70%、容積率:200%)、建築基準法(昭和25年法律第201号)第22条(屋根)、農業振興地域
- イ 西側は幅員約3~4.3mのコンクリート舗装市道(建築基準法上の道路ではない。)に、北側が幅員約2.5mのコンクリート舗装道路(建築基準法上の道路ではない。)に、南側が幅員約1.8mのコンクリート舗装道路(建築基準法上の道路ではない。)に各々面する。
- ウ 最寄駅 JR和歌山線「打田」駅(南方約1.4km(道路距離)付近)

(2) 注意事項

- ア この物件の現況及び諸規制等をあらかじめ確認して入札すること。和歌山県では、現地説明会は予定していないが、現場説明が必要な場合は、平成25年11月8日(金)までに、下記(3)まで連絡すること。
- イ この物件は、和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第5号に規定する暴力団事務所の用に供してはならない。
- ウ 和歌山県は、公売財産の直接の引渡し義務を負わない。物件内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立退き等については、買受人が行うこととする。
- エ 和歌山県は、瑕疵担保責任を負わない。
- オ 買受代金を納付した時に、危険負担は買受人に移転する。その後に発生した財産の破損等による損害の負担は、買受人が負うものとする。
- カ 登記手続は、和歌山県が行う。ただし、権利移転に伴う費用(移転登記に係る登録免許税等)は、買受人の負担とする。
- キ 地積測量図及び現場写真は、河川課、那賀振興局建設部用地・管理課にて、閲覧できる。
- ク 現況は、上記キの現場写真と異なる場合がある。
- ケ 入札書及び誓約書は、河川課のホームページからダウンロードできる。

(3) 入札及び契約事務又は物件に関する問合せ先

河川課  
 電話番号 073-441-3132  
 那賀振興局建設部用地・管理課  
 電話番号 0736-61-0044

正 誤

正 誤

平成25年10月11日付け和歌山県報第2497号和歌山県告示第1257号中

ページ	誤	正
3	3012400069	3052400094